

様式第5号(第4条関係)

公文書部分開示決定通知書

265 - 2310  
平成23年2月2日

野中 公彦 様

宮崎県知事 河野 俊嗣



平成23年1月4日付けで開示請求のあった公文書については、宮崎県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定したので通知します。

1 公文書の名称	H21年11月1日～H22年4月20日までの宮崎家保全課分の旅行命令、日誌、病性鑑定診断記録、検査内容及び結果、病性鑑定时写真のデジタルデータ、これらに類する一切の文書	
2 開示の日時及び場所	日時	平成23年2月8日 午前10時00分
	場所	宮崎県庁本館1階 県民情報センター 電話(0985)26-7005
3 公文書の一部について開示をしない理由	宮崎県情報公開条例第7条第2号に該当個人の住所等は個人に関する情報であるため。 宮崎県情報公開条例第7条第3号に該当法人その他の団体に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	
4 担当部局	宮崎県農政水産部畜産課 畜産企画担当 衛生防疫担当 電話(0985)26-7138 直通	
5 備考		

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

(注) 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部局に連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。